

工事請負契約書(案)

1. 工事番号・名称 第26-01135-0002号
西庁舎内部改修工事
2. 工事の場所 福島市杉妻町 地内
着 工 令和 年 月 日
3. 工 期
完 成 令和 年 月 日
4. 工事を施工しない日

工事を施工しない時間帯

(注) 工事を施工しない日又は時間帯を定めない場合は削除。

5. 工事請負代金の額 金 円 也
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 円 也
6. 契 約 保 証 金

上記の工事について、発注者 福島県 と受注者 は、福島県工事請負契約約款の各条項及び別に発注者が指示する設計図書並びに次の特約条項の定めるところに基づいて、請負契約を締結する。

(書面契約による場合)

上記の契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

(電子契約による場合)

上記の契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の4の2に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

(以下は該当する場合に記載すること)

なお、この契約書への発注者及び受注者の電子署名日が契約書に定める契約の履行開始日より後の日である場合にあっては、本契約の効力は契約書に定める契約の履行開始日から生じるものとする。

令和 年 月 日

発注者

受注者

特記事項

- 第1 上記工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおりとする。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成30年法律第48号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならない、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

特約条項

- 第1 約款第38条第1項ただし書きの表中、請負代金額2,000万円以上の場合、発注者と受注者が協議して定める回数は3回（中間前金払をする場合は2回）とする。
- 第2 約款第4条第3項及び第6項中の「10分の1」とあるのは、「10分の3」と読み替える。
- 2 約款第35条第1項中の「10分の4」とあるのは「10分の2」と読み替え、同条第7項中の「10分の4」とあるのは「10分の2」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替え、同条第8項中の「10分の5」とあるのは「10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替え、同条第9項中の「10分の5」とあるのは「10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替える。
- 3 この工事においては、建設業法第26条第1項又は第2項で規定する主任技術者又は監理技術者について、同等以上の資格を有する者2名を配置すること。
- なお、当該工事が建設業法第26条第3項の規定に基づき主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事である場合は、2名とも専任を要し、追加で配置する技術者については他の工事との兼務は認めない。（建設業法施行令第27条第2項の適用は認めない。）
- （注 この特約条項は、低入札価格調査基準価格を下回り落札者となった場合のみ特約する。）
- 第3 受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、福島県又は市町村等が発注し受注者が受注している他の工事（以下「他の工事」という。）の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合において約款第10条第2項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該他の工事の現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付することができる。
- 第4 約款第37条に次のただし書を加える。
- ただし、平成28年4月1日以降、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金については、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。
- 第5 受注者は、入札時に発注者が示した入札時積算数量書（仮設工事、土工事及び一式とされた項目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。以下単に「入札時積算数量書」という。）に記載された積算数量に疑義が生じたときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求することができる。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、確認を求めることができないものとする。
- 2 前項の請求は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する受注者が入札時に提出した工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。
- 3 監督員は、第1項の請求を受けたとき又は自ら入札時積算数量書に記載された積算数量に誤謬又は脱漏を発見したときは、直ちに確認を行わなければならない。
- 4 前項の確認の結果、入札時積算数量書の訂正の必要があると認められるときは、発注者は、受注者と協議して、これを行わなければならない。
- 5 前項の訂正が行われた場合において、発注者は、請負代金額の変更の必要があると認められるときは、工事請負契約約款第25条に定めるところにより、当該変更を行うものとする。この場合における同条第1項本文の規定による協議は、訂正された入札時積算数量書に記載された積算数量に基づき行うものとする。